

## 告 示

### 埼玉県告示第十四百七十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県北部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十八年十一月十八日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあつた年月日

平成二十八年十一月八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人イエローハーツ

三 代表者の氏名

田中一永

四 主たる事務所の所在地

埼玉県深谷市東方二千十三番地

五 定款に記載された目的

この法人は、埼玉県北部地域において、高齢者、障害者並びに児童に対し、「ふれあいと健やかな生活」を提供し、誰もが豊かで安心して暮らせる地域社会を創造することにより、地域社会に寄与・貢献することを目的とする。